

北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則（平成３年北上市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第25条の２関係） 〔略〕 備考 １ 「合計所得金額」とは、法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条第５項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る課税所得等の金額又は法附則35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）をいう。 ２～６ 〔略〕	別表第１（第25条の２関係） 〔略〕 備考 １ 「合計所得金額」とは、法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条第５項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、<u>法附則第35条の３の６第４項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>又は法附則35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）をいう。 ２～６ 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日から施行する。